

④

令和 8 年 3 月

条例議案概要説明書

目 次

		ページ
議案第 19 号	事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 20 号	徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 21 号	徳島市行政手続条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	2
議案第 22 号	徳島市における自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	2
議案第 23 号	徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	2
議案第 24 号	徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	3
議案第 25 号	徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	3
議案第 26 号	徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	4
議案第 27 号	徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	4

議案第 28 号	徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果 の縦覧等の手続に関する条例を定めるについて……………	5
議案第 29 号	徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて……………	6
議案第 30 号	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定 めるについて……………	7
議案第 31 号	徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて……………	8

議案第19号

事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて

南海トラフ巨大地震をはじめとする危機事象に対して重点的かつ全庁的に取り組むことに伴い、危機管理部門の権限及び役割の強化を図るため、次のとおり改正する。

1 組織の改正

危機管理局を危機管理部に改めるとともに、建制順を次のとおり改正する。

改正案	現行
企画政策部	企画政策部
危機管理部	総務部
総務部	財政部
財政部	市民文化部
市民文化部	環境部
環境部	健康福祉部
健康福祉部	子ども未来部
子ども未来部	経済部
経済部	都市建設部
都市建設部	危機管理局

2 分掌事務の改正

- (1) 企画政策部の分掌事務に「中心市街地活性化に関すること（都市建設部の分掌するものを除く。）。」を加える。
- (2) 危機管理部の分掌事務に「防災・減災対策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。」を加える。

3 関係条例の改正

前記1の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をする。

- (1) 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (2) 徳島市消防長及び消防署長の資格を定める条例

4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

徳島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 徳島市上下水道事業経営審議会の設置

上下水道事業の経営に係る重要な事項についての継続的かつ総合的な調査及び審議を行うため、上下水道事業管理者の附属機関として、徳島市上下水道事業経営審議会を設置する。

2 関係条例の改正

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、徳島市上下水道事業経営審議会の委員の報酬を、日額7,350円とする。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

徳島市行政手続条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 聴聞の通知に係る公示送達の改正

行政手続法の改正に準じ、聴聞の通知に係る公示送達の方法について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び公示事項を掲示場に掲示し、又は庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置（現行 掲示場に掲示する措置）により行うこととする。

2 施行期日等

令和8年5月21日から施行し、同日以後にする聴聞の通知について適用する。

議案第22号

徳島市における自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 保管した自転車に係る措置の改正

保管した自転車に係る告示の措置等に関する手続について明確化する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

議案第23号

徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 罰則規定の改正

乳児等通園支援事業の実施に伴い、乳児等のための支援給付に係る報告徴収に応じなかった保護者等に係る過料を10万円以下とする。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

乳児等通園支援事業の実施に伴い、次のとおり改正する。

1 題名の改正

条例の題名を「徳島市特定教育・保育施設等の運営に関する基準等を定める条例」に改める。

2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の新設

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）で定める基準とする。

3 罰則規定の改正

乳児等のための支援給付に係る報告徴収に応じなかった乳児等通園支援を行う者等に係る過料を10万円以下とする。

4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第25号

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 住宅の廃止

建物の老朽化が進み、公営住宅としての機能を果たせなくなったため、竹須賀住宅を廃止する。

2 施行期日

規則で定める日から施行する。

議案第26号

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

国民健康保険法施行令の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 基礎賦課限度額等の改正

- (1) 基礎賦課限度額を67万円（現行 66万円）とする。
- (2) 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては31万円（現行 30万5,000円）と、2割軽減の対象となる世帯にあつては57万円（現行 56万円）とする。

2 子ども・子育て支援納付金に係る改正

子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金について、次に掲げる事項の改正をする。

- (1) 保険料の賦課額として合算するものに、子ども・子育て支援納付金賦課額を加える。
- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。
- (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額は、3万円とする。
- (4) その他所要の改正をする。

3 施行期日等

令和8年4月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の保険料について適用する。

議案第27号

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 令和8年度の保険料率の算定に係る特例

介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定の基準及び算定に関する所得の額の算定方法について特例を定める。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第28号

徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を定めるについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、同法に規定する一般廃棄物処理施設の設置等の届出に際し、市長等が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）に係る報告書等の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定める。

1 対象となる施設の種類

対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場とする。

2 縦覧の告示

市長は、生活環境影響調査の報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

3 縦覧の場所及び期間

縦覧の場所は、市役所内で規則で定める場所及び生活環境影響調査を実施した周辺地域内で市長が指定する場所その他市長が必要と認める場所とし、縦覧の期間は、告示の日から1箇月間とする。

4 意見書の提出先等の告示

市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

5 意見書の提出先及び提出期限

意見書の提出先は、市役所内で規則で定める場所その他市長が必要と認める場所とし、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前記4の告示があったときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、意見書を提出することができることとする。

6 環境影響評価との関係

施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法又は徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前記2から前記5までに定める手続を経たものとみなす。

7 他の市町村との協議

市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれるとき。

8 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

9 施行期日

公布の日から施行する。

議案第29号

徳島市棧橋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

新町西地区第一種市街地再開発事業により棧橋を新設することに伴い、次のとおり改正する。

1 新設する棧橋の名称及び位置

新設する棧橋の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
徳島市新町橋河畔棧橋	徳島市新町橋1丁目4番地の2地先

2 使用料の改正

- (1) 棧橋を使用する場合の使用料について、次のとおり改正する。

使用の目的	単位		使用料の額	
			改正案	現行
船舶の係留等	1日		廃止	1,010円
船舶の係留	船舶の長さ1mにつき	1日	160円	新設
船舶の係留以外の使用	使用面積10㎡につき	1日	270円	

- (2) 棧橋の使用に伴い電気又は水道を使用する場合の使用料を次のとおり定める。

種別		単位		使用料の額
電気設備	コンセント盤	1口につき	1日	220円
水道設備	給水栓	1栓につき	1日	220円

3 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行する。
- (2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第30号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

- (1) 非常勤消防団員の損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）の額の算定の基礎となる補償基礎額を、階級及び勤務年数の区分に応じて平均3.32パーセント引き上げる。
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者等に係る補償基礎額について、最低額を1万円（現行 9,700円）とし、上限額を1万5,000円（現行 1万4,500円）とする。
- (3) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
配偶者	廃止	100円
子	433円	383円
その他（参考）	217円	217円

2 施行期日等

令和8年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用する。

議案第31号

徳島市火災予防条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 簡易サウナ設備の基準の新設

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、簡易サウナ設備（屋外等に設けるテント型又はバレル型のサウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下かつ薪^{まき}又は電気を熱源とするものをいう。）の位置、構造及び管理の基準を新設する。

2 施行期日

令和8年3月31日から施行する。